

鴨川

凛 悠 憲 仁
笑 虎 流 快

迎春



テニスの歴史

坂元和夫

一、はじめに

私は、テニスに興味で、軟式テニス時代を含めると四〇年くらいラケットを握っています。今でも、週末は、天気がよければ昼間の大半をテニスコートで過ごします。虚実を織り交ぜたボールのやりとりもさることながらゲームを終えた後の喉越しのボールもこたえられません。

性や中高年プレイヤー用と考えられていましたが、今ではプロも皆使っており、かつてのレギュラーサイズは骨董品となっています。それから、ボールの色が白から黄色に変わりました。おそらく、ナイター設備の普及によるものでしょう。「白球を追って」という文学的表現はもはや出来ません。また、服装がかったの白一色から、色付きもオーケーとなり、何でもありのカラフルになりつつあります。ただ、ゲームのルールについては、この間全く変わっておりません。

こうしたテニスの変化を振り返っていると、そもそもテニスの起源はいつどこで、それがどのように発達してきたのかが気になり出しました。

二、ローマ時代のボールゲーム

ボールゲームは、ギリシャ、ローマ時代に遡ることができます。一六世紀のヴェネチアの哲学者スカイノは、ローマ人が四種類のボールゲームを楽しんでいたことを紹介しています。フォリスは、なめし皮に空気を詰めたかなり大きなボールを腕で打ってプレイするもので、今日のバレーボールの先祖かもしれません。ピラ・トリゴナリスは、三角形のコートの頂点に三人のプレイヤーが位置して競技するものです。ピラ・パガニカは、囲みの中で羽毛を詰めたボールを使用したようです。ハルパストウムは、「掴んでひたたく」というギリシャ語に由来するもので、今日のラグビーのようなゲームと思われず。

三、中世のテニス

これらのボールゲームのルールは定かではありません。フォリスやピラのゲームで、地面にバウンドしたボールを打つことができたかどうかはつきりしません。ただ、手に皮を巻いたりグロブをはめたりするほか、木製の一種のラケットをすでに使っていたのではないとも言われています。いずれにしても、区画されたプレイグラウンドで相手との間に線をひいてボールをやり取りするゲームであったことは確かです。

ローマ帝国滅亡後は暗黒の中世と言われますが、ボールゲームは支配者である戦い好きなベルシヤ人の好みに合わなかったのか廃れていたようです。彼らは、馬に乗ってボールを奪い合うポロの原型のようなゲームを行っていたようです。

一四世紀のフランスで、pauzeという手掌でボールを打ち合うゲームが盛んに行われていたことがルイ一〇世を称える詩にうたわれています。また、教会の文書で、この頃、聖職者の間で流行していたこのパウムを世俗の者とプレイすることを禁ずるものや、パウムのプレイグラウンドの数が教会の数よりも多いことを嘆くものが見られます。

一五世紀には、マーゴットという女性がパリにやってきて、手掌の表と裏を巧みに使って並み居る男性プレイヤーを負かしたことが伝えられています。

一六世紀になると、ガットを張ったラケットを用いるパウムが一般的になった

ようです。ガットと言って
も、羊の腸かどうかは定か
ではありませんが、案外、
当時としては、羊の腸が最
も身近な素材だったのかも
分かりません。ただ、何分
ラケットが手作りで非常に
高価かつ入手が難しかった
ために、庶民は依然として
手掌でゲームをしていたよ
うです。

ボールには、空気を詰
めた軟らかいボールと羊毛
を詰めた硬いボールとがあ
り、前者は手掌で、後者は
防具を付けた腕又はラケッ
トで打ったようです。

四、tennisの語源、得点 の数え方

カンタベリー物語を書
いたチヨースーは、一三八
〇年代の詩の中で「ラ
ケットで打つボールが行
き来した」とうたってい
るので、この頃イングラ
ンドでテニスが行われて
いたことがわかります。
その後、一三九九年に

ゴウアーという詩人の
詩の中に tennis という
語が見られ、一五世紀
の初めに James という語
が、一四八二年に Jacques
という語が別の詩の中に現
れます。そして、一五九八
年にシェークスピアによっ
て書かれた「ヘンリー五世」
の中に、 tennis ballとい
う語が初めて登場します。
フランス大使から贈られた
テニスボールを宝物として
紹介し、これに相応しいラ
ケットがあればいいのにな
あという台詞として出てく
るのです。

テニスでは、得点を「フィ
フティーン（一五）、サー
ティ（三〇）、フォーティ
（四〇）」と数えます。当初
は、「一五、三〇、四五」で
したが、「フォーティファイ
ヴ」が省略されて「フォー
ティ」になったと言われて
います。では、何故一得点
が一五かというと、初期の
テニスでは、五ポイントを
続けて挙げると三倍の得点

つまり一五点になるルール
があり、これがスコアの奇
妙な数え方の起源だろうと
する説が有力なようです。
今のテニスでは、双方が
三得点づつ（フォーティオー
ル）になることをデュー
ス (deuce) といい、どち
らかが続けて二得点すると
そのゲームの勝者となりま
すが、このデュースは、イ
タリア語の due (two all)
がフランス語の a deux と
なり、英語の deuce となっ
たものです。

五、ウィンブルドン

ロンドンのある新聞社
の編集長だったウォルシュ
と彼の右腕であったジョー
ンズは、太のテニス好きで
した。彼らのテニス仲間の
シニアが狭いコートの中の
花壇につまずいたのをきっ
かけに、もっと広いコート
用地を借りようという話に
なりました。そこで、ロン
ドンの中心部を避け郊外の
ウィンブルドンの牧草地約

二万平方メートルを借り、
後にこれを買取りました。
そして、一八七七年こ
こを本拠に「全英クローケッ
ト&テニスクラブ」が設立
されました。

また、テニスのルールが
整えられました。まず、コー
トの形が長方形に統一さ
れました。それまでは中央
部でくびれたバチ形のもの
もあつたからです。ネット
の高さが下げられ三フィー
トとされ、ネットのポー
ルがコートの内から外へ出
されました。サーヴィスが
二本制になり、コートチェ
インジはセットごとに行
うものとされました。その
後、一八八三年にネットが
現在の高さにまで再度下げ
られ、サーヴィスラインが
ネットに近づけられ、レッ
ト制が導入されました。

第一回のウィンブルド
ンテニス大会が開催された
のは一八七七年七月九日
でした。

以上





自衛隊のイラク派遣と原爆症認定訴訟

尾 藤 廣 喜

自衛隊のイラク派遣

昨年、一月九日、政府は、自衛隊のイラク派遣を ついに決定しました。平和憲法のもとで、戦後、海外派兵は行なわれないという原則を守ることによって、諸国民の信頼を保ってきた我が国が、海外で、他国の国民を死傷させる可能性がある行為を決定することは、明らかに憲法違反です。

政府は、イラク復興支援のための自衛隊派遣であり、戦闘行為を目的とするものではないと強弁しています。しかし、もともと米英のイラク派兵自体が大儀のないものであるうえに、戦闘地域と非戦闘地域すらあいまいなイラクに、民間人では

なく、自衛隊という「軍隊」をわざわざ派遣することが、戦闘行為を目的とするものではないといっても通用するはずがありません。

しかも、米英軍は、イラクの民主化のためといながら、劣化ウラン弾など非人道的な兵器を使用し、イラク国民に大きな被害を与えています。

劣化ウラン弾とは

劣化ウラン弾とは、核兵器の材料となるウラン二三五を抽出した後に残るウランを使った兵器のことで、核の廃物使用であり、安上がりであること、比重が高いために装甲車なども容易に破壊できるため、米英軍は対戦車用

などに多く使用しています。劣化ウランも放射性物質に変わりがありませんので、放射能により汚染された砂や粉塵などが体内に取り込まれた場合、内部の被曝によって、深刻な被害をもたらされることは原子爆弾と変わりありません。

原爆症認定訴訟では

何が問題となつているか
昨年五月、私も代理人の一人となつて、大阪地方裁判所に原爆症認定訴訟が提起されました。

この裁判は、広島、長崎の被爆者が、被爆後六〇年近く経った今も後遺症に苦しんでいるところから、これを原爆の放射線に起因す

るものであることを認めよという裁判です。この裁判は、大阪だけでなく、広島、長崎をはじめ全国一〇地裁一一一人が原告となつて提起されています。

この裁判の中で最も大きな争点となつているのが、原爆放射線による被害をどうとらえるかで、被告の国・厚生大臣は、この被害を、原爆が爆発したときに直接人体が受けた影響のみを、しかも、できるだけ狭い範囲に限定しようとしています。そして、放射線がまき散らされた後の残留放射線やこれが体内に取り込まれた後の内部被曝による被害については、認めようとしておりません。

このため、多くの被爆者が身体の不調を訴えているにもかかわらず、原爆症の認定は、ごく一部の被爆者に限定されているのです。

平和を守るために

今、イラク国民の間では、湾岸戦争以来使用された劣

化ウランのために、多くの市民が白血病やガンに苦しんでいるといわれています。自衛隊が派遣される中心地である「サマワ」でも、劣化ウラン弾が使用されており、イラク国民だけでなく、派遣された自衛隊員にも放射線による被害が懸念されています。

全ての「戦争」は、正義の美名の下に起こされます。しかし、被害は、一方的に無辜の市民が受けるものであり、為政者は、戦争による被害をできるだけ少なく見せようとするものです。

原爆症認定訴訟でも、国厚生大臣は、放射線被害をできるだけ否定しようとしていますし、国は、劣化ウラン弾の被害についても否定しています。

平和を守るためには、戦争の悲惨さを直視し、その被害を二度と起こさないという思いこそを大切にすべきであり、自衛隊の派遣は、直ちに止めるべきです。



電磁波の恐怖

山崎 浩一

電磁波のコワイ話

高校時代、化学や物理が苦手で落第すれすれでしたが、そんな僕が京都弁護士会公害対策・環境保全委員会の電磁波問題プロジェクトの座長という役割を担う事になりました。

そして、専門家の講義を受けて勉強するうちに、電磁波の問題を知りましたので、皆さんにもご披露します。以下はもと京都大学に在職されていて、現在は電磁波環境研究所長の荻野晃也先生の講義から得たエッセンスです。

携帯電話の恐怖

電磁波とは電場と磁場とが相関している電気の波のことで周波数によって高周

波や低周波があります。

携帯電話は高周波で、高圧線は低周波です。携帯電話から発せられるのは、マイクロ波で、この波に家電製品で一番近いのが電子レンジで、この電磁波の特徴は、水の温度を上昇させることです。ということとは、携帯電話を耳に押しつけているのは小型の電子レンジを耳に当てているようなもの。ということは脳の中の温度が上昇する？まさか。いや、本当なのです。ホットスポット効果といい、脳の一部の温度が上昇することが科学者によって確認されているのです。大人の場合、頭蓋骨が発達しているの、カルシウムによって比較的電磁波が吸収されますが、問題は頭蓋骨が未発

達の子供。何と携帯電話を当てた耳の反対側まで脳の温度が上昇します。だから欧米のいくつかの国では、一六歳以下の子供には携帯電話を使用させないように規制されているとのこと。

日、仏で行なわれた実験では、携帯電話の電磁波を鶏卵に照射した結果、胚胎死亡率や奇形率の上昇があったとのこと。

WHOは、すでに携帯電話と脳腫瘍の関係について疫学調査を開始し、二〇〇六年には高周波クライテリア（環境健康基準値）を発表するとのこと。それまで野放図に携帯電話を使用しているのだからかと思えます。そう思っていたら、イギリスでは大手携帯電話

メーカーが携帯電話使用時に健康に与える悪影響を最小限に抑える設計を特許として申請していることを取り上げメーカー自身が携帯電話の悪影響を認めているのではないかという記事があるのをインターネットで見ました。アメリカやイギリスでは携帯電話の有害性を問う訴訟が起きているとのこと。

高圧線の恐怖

WHOが日本の国立環境衛生研究所に委託して行なった疫学調査の結果、高圧線から発せられる電磁波による小児ガンの発生率が通常の四・七三倍、小児脳腫瘍が一〇・六倍に増えることが明らかになりました。WHOは二〇〇四年中に低周波に関するクライテリアを発表するとのこと。

電磁波への対策

私たちの身の回りは電磁波だらけです。しかし、例えば、アメリカでは過去、

電気毛布の電磁波が社会問題となり、一〇分の一に電磁波を減らした商品が出来ました。また、アメリカや北欧では、高圧線を学校や病院、住宅地から一定距離以上離す政策が実施されています。今や欧米では電磁波の危険性は常識とのこと。それに比べ日本はどうでしょう。

環境ホルモン問題と合わせ、人類の生存はどうなるのだろうかということを考えない訳にはいきません。そういえば、洋画で「ザ・コア」というのがありました。これは地球のコアの自転が止まり、地球を守る電磁波が異常になり、地球が減じかけるといふ映画でした。SFの世界に過ぎないと思っていた映画が急に現実味を帯びてきたようです。未知なる危険からどう人類は安全を守るべきか。余りに大きなテーマにたじろぎつつ、今年はこの問題にも取り組まなければなりません。

かもがわ講座

フセインの裁判の正当性

イラクのもとフセイン大統領に対する裁判が予定されています。イラク統治評議会設置する法廷か、国連の設置する国際法廷によるのではといわれていますがアメリカの意向が強く反映した裁判になるだろうと言われています。

アメリカは、フセインも大統領を、イラク国内での残虐行為の嫌疑ばかりではなく、他国に対するテロ行為や大量破壊兵器の開発所持という嫌疑でも裁判にかけたいと思っていることでしょう。

ところで、アメリカが他国であるイラクに戦争をかけ、その国のもと大統領を拘束して裁判にかけると正当性はどこにあるのでしょうか。

例えば、イラクがアメリカと戦争を行い、敗れたため、戦勝国であるアメリカが講和条件として裁判権を譲り受けるような場合であ

ればアメリカに裁判権が生じると考えることができるでしょう。第二次世界大戦で敗戦した日本の戦犯を裁く極東裁判が連合国によって行われたのは、このような理由によると考えられます。しかし、今回は全くそのような場合ではありません。

アメリカがいうようにフセインも大統領の専制からイラクを解放し、民主化することに戦争の目的があったというのであれば、本来は、イラクの治安が回復してイラク人による民主的な政府ができた時に、その政府のもとで設置される裁判所で裁かれるのが正しいというべきです。

また、このような独裁者によるジェノサイドや国際テロ等を裁くための制度として国際刑事裁判所が存在します。本来はそこで裁判が公正に裁判がおこなわれるべきなのですが、アメリカはこの条約を批准していません。

アメリカがこの裁判を自国の戦争行為の正当性に利用したとすれば、もはや裁判の名に値しない政治ショーに過ぎないでしょう。